

滋賀にふさわしい税制のあり方に係る滋賀県税制審議会からの答申を受けた 対応方針について

I 趣旨

新しい自治の一つの可能性を滋賀から発信していくことを見据えつつ、本県の行政需要に対する税財源を確保することを企図して、専門的な見地からの議論を通じ、具体的な施策の検討につなげるために、令和2年7月17日に滋賀県税制審議会に「滋賀にふさわしい税制のあり方」について諮問したところ、令和3年4月21日に答申があったことを受け、その対応方針について協議するもの。

II 滋賀県税制審議会からの答申の概要（答申の全文は別添のとおり）

1 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について

- (1) コミュニティの強化につながる税制を目指すべき。
- (2) 脱炭素社会の実現へ向けたグリーンな税制を目指すべき。
- (3) デジタル化の進展によるライフスタイルの変化に対応した税制を目指すべき。
- (4) 産業構造の転換に対応するための税制を目指すべき。
- (5) 税制を通じて県としての役割を果たしていくことを目指すべき。

2 滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成のあり方について

- (1) 議会での議論はもとより、住民との直接対話により合意形成を図ることが大切である。
- (2) 自治体間の議論の場を設けて、県もそこに参加して対話を行うことが求められる。
- (3) 証拠に基づく政策立案（EBPM）を行い、根拠データを開示することが必要。
- (4) 新たな税負担により県民にいかなる受益がもたらされるのかを明示することが不可欠。

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言について

(1) 地域公共交通を支えるための税制

地域公共交通を支えるための税制は、滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性に適い、かつ、それを支えるための負担を税によって分かち合おうという考え方に適合的であることから、新たな税制の導入にあたっては、2の合意形成のプロセスを尊重することを前提に、地域公共交通を支えるための税制について、その導入可能性を検討していくべき。その際には、①都市計画や交通計画の議論と並行した検討、②県が果たしていくべき役割、③課税方式と使途、について引き続き議論を続ける必要がある。

(2) コロナ後を見据えた戦略的な税制

ア グリーン化

脱炭素社会の実現へ向けて、地方税全般を通じて社会のグリーン化が促進されるような視点に立った見直しが求められる。滋賀県独自の取り組みとしては、事業者等に環境投資に対する税制優遇により誘因（インセンティブ）を与えることが考えられる。

イ デジタル化とそれによるライフスタイルの変化

デジタル化が進展する中で、手続きの簡素化や一元化を一層進める必要がある。また、

多様なライフスタイルを選択する人々を地域に受け入れられるように、子育て環境を整備するための財源を確保するための税制も検討の余地がある。

(3) 琵琶湖を活用した税制

琵琶湖のような自然環境による生態系サービスにおける受益と負担のあり方について、税制という手法を用いることについては様々な課題があることを踏まえつつ、そうした課題が解決される状況になるようであれば、引き続き検討をしてはどうか。

(4) その他

- ・住民税の現年所得課税化
- ・宿泊税について
- ・炭素税の地方配分の充実

Ⅲ 答申を受けた対応方針

答申中「3 滋賀にふさわしい税制へ向けた具体的提言」の各項目については、以下のとおり対応することとする。

なお、この答申を受けた対応方針については、令和3年6月定例会議中の総務・企画・公室常任委員会において御報告することとする。

1 令和3年度の諮問事項

(1) 地域公共交通を支えるための税制について

滋賀交通ビジョンの改定へ向けた検討状況も勘案しつつ、地域公共交通を支えるための税制の導入可能性の有無について、滋賀県税制審議会に対して、今年度秋頃を目途に、改めて諮問を行う。(今年度末ないしは来年度当初を目途に、答申をいただくことを目指す。)

(2) コロナ後を見据えた戦略的な税制について

特に、CO₂ネットゼロ社会づくりのための税制(事業者等の投資を促進するための税制)を検討するため、庁内関係課においてチームを立ち上げ、早急に制度設計を行い、滋賀県税制審議会に対して、今年度夏頃を目途に、改めて諮問を行う。(早ければ、年内を目途に、答申をいただくことを目指す。)

2 その他の事項

(1) 琵琶湖を活用した税制について

琵琶湖環境部において、別途、引き続き、琵琶湖の持続可能な活用のための適切な負担・貢献のあり方について検討が行われていることから、もし今後、税制という手法を用いることについての様々な課題が解決される状況になるようであれば、将来的に、滋賀県税制審議会への諮問も検討する。

(2) その他

国への政策要望につなげるなど、今後の業務の参考とし、引き続き、研究を続けていく。

滋 税 審 第 1 号

令和3年(2021年)4月21日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹

滋賀にふさわしい税制のあり方について（答申）

令和2年7月17日付け滋税第253号で当審議会に諮問された滋賀にふさわしい税制のあり方について、下記のとおり答申します。

記

1 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について

2030年を目標年次として「変わる滋賀 続く幸せ－Evolving SHIGA－」を基本理念として策定された「滋賀県基本構想」の実現へ向けて、人口減少、少子高齢社会の到来という未知の変化をチャンスと捉えつつ、また、今もなお継続する新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえながら、より良き自治を追求し、本当の意味での「健康しが」を目指し、真に持続可能な社会を実現するために、今後の社会に合わせた税制のあり方を検討していくうえで、目指すべき方向性を5つ挙げる。

(1) コミュニティの強化につながる税制

これまでのようにサービス提供の財源を確保するための税制という視点だけではなく、コミュニティの強化につながる税制を目指すべきである。

(2) 脱炭素社会の実現に向けたグリーンな税制

再生可能エネルギーの利用促進やCO₂ネットゼロ社会の実現も見据えながら、既存税制も含めて税制がグリーン化を促すものとなるような形を目指すべきである。

(3) デジタル化の進展によるライフスタイルの変化に対応した税制

デジタル化の進展に対応しつつ、テレワーク・在宅勤務の普及や地方移住等の人々のライフスタイルの変化にも対応した税制を目指すべきである。

(4) 産業構造の転換に対応するための税制

今後は、産業構造の転換が進むことが想定されるため、既存企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することに加えて、県内における新たな産業を生み育てるための戦略的な税制を目指すべきである。

(5) 税制を通じて県としての役割を果たしていくこと

県が基礎自治体の活動の基盤（プラットフォーム）を作る役割を果たすとともに、県税・市町税を合わせた地方税全体のあるべき姿や、ひいては国税を含む租税体系全体のあるべき姿を目指して、県独自の取組みにも挑戦する一方で、市町ともより一層の連携を図りつつ、国への働きかけも行うべきである。

2 滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成のあり方について

滋賀にふさわしい新たな税制へ向けた合意形成について、新たな税負担を具体的に検討する際に、求められる事柄を4つ提示する。

(1) 議会および住民等の参加による合意形成

議会における議論はもとより、住民等との直接対話により合意形成を図ることが重要である。その際には、以下の3点に留意しつつ、合意形成の過程自体が、住民自治を涵養するものとなるように配慮することが大切である。

ア 多様な住民参加のバリエーションを設定すること

アンケートなどから、シンポジウム、住民集会などまで、選択肢を複数用意することにより、多様な住民参加を促すことが必要である。特に、参加しにくい勤労者世帯や子育て世帯などの意見を取り込む工夫が必要である。

イ 住民同士による対話の場を設けること

単に行政が住民に説明して合意を得ようとするだけでなく、住民同士が合意を求めて対話する場を設け、そこに行政も加わることにより、建設的な議論を展開することが可能となる。

ウ 応答性を備えた住民対話を行うこと

住民から提出された意見に対して、結果をフィードバックすることにより、参加住民に納得感を与え、その後に引き続き参加を促すことができる。

(2) 自治体間の議論の場

基礎自治体である市町が税制に関して相互に意見調整するための場を設けて、そこに県も参加して対話を行うことが求められる。

(3) 証拠に基づく税制立案

証拠（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM）の考え方は、税制においても当然に求められることから、意思決定過程における透明性を確保するために、根拠データを公開・開示することが必要である。

(4) 受益の可視化

行政がどのような施策を実施しているのかについて、より多くの住民に知ってもらうことはもとより、新たな税負担により県民にいかなる受益がもたらされるのかを明示することは不可欠である。

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

これまで述べたことを踏まえて、滋賀にふさわしい税制について、具体的に提言する。

(1) 地域公共交通を支えるための税制

地域公共交通は、人口減少による需要の減少などにより、その維持・確保が困難となっており、そのことは、新型コロナウイルス感染症の影響によってより一層顕著になっている。その一方で、地域公共交通は、脱炭素社会の実現へ向けて果たす役割も大きく、カーボンニュートラルな社会の実現への貢献も期待される。また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）によりその姿がドラスティックに変わることも見込まれる。さらには、子どもから高齢者まで、また障害のある人もない人も、誰でもいつでも利用できる地域公共交通は、利用者のみならず、地域のみinnで支えるべきものである。

したがって、地域公共交通を支えるための税制については、1で述べた「滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性」にも適い、かつ、それを支えるための負担を税によって分かち合おうという考え方に適合的であることから、新しい税制の導入にあたっては、2で述べた合意形成のプロセスを尊重することを前提に、その導入可能性を検討していくべきである。

その際、以下の点について、引き続き、議論を続けていく必要がある。

ア 計画づくりとの関係

地域公共交通は、地域の長期的なまちづくりとの関係の中で考えていく必要があり、その税制構築に向けた議論は、計画づくりやビジョンづくりと並行して進めるべきものである。

したがって、令和3年度に都市計画基本方針を策定予定であり、令和5年度に滋賀交通ビジョンを改定予定であることなどを踏まえて、市町の関連計画にも配慮しつつ、都市計画や交通計画の議論と並行して、税制に関する議

論を続けていく必要がある。

イ 県の役割

地域公共交通には、コミュニティレベルから、一の市町を超えた交通圏レベルまで、様々な課題があるものの、人々の移動は各市町の区域内で完結するものではなく、広域的な観点からの調整が不可欠である。

したがって、そうした課題に対して、各市町の主体性を生かしながら、県がどのような役割を果たしていくべきかについて、引き続き議論を深めていく必要がある。

ウ 課税方式と用途

課税方式や用途をどのようにするかは、地域公共交通の整備・充実を通じてどのような社会を実現したいのかによって決まってくる。

したがって、課税方式と用途についても、計画づくりとの関係や、県の役割についての議論と並行して、引き続き議論を続けていく必要がある。

(2) コロナ後を見据えた戦略的な税制

新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した課題解決へ向けた様々な取り組みは、目下、同感染症との闘いの渦中にあるとはいえ、検討を開始しなければならない。そこで、「グリーン化」および「デジタル化とそれによるライフスタイルの変化」の2点に絞って以下のとおり提言するので、今後の県における具体的な税制構築の際の参考とされたい。ただし、何らかの優遇税制を検討する際には、いたずらに優遇措置が長期化したり、複雑化したりすることのないように留意が必要である。

ア グリーン化

脱炭素社会の実現へ向けて、地方税全般を通じて社会のグリーン化が促進されるような視点に立った見直しが求められる。とりわけ、車体課税やエネルギー課税にあっては、国による抜本的な見直しが加速化することも予想されることから、自治体としての声を挙げていく必要がある。また、県独自の取り組みとしては、事業者等に環境投資に対する税制優遇により誘因（インセンティブ）を与えることが考えられる。さらには、これまでのように利益を生み出すことに加えて、社会的コストを削減することを目指すという観点に立って、ESG投資やSDGs投資を促すような税制を考える議論があってもよい。

イ デジタル化とそれによるライフスタイルの変化

社会のデジタル化が進展する中で、手続きの簡素化や一元化を一層進めていく必要がある。例えば、優遇税制を実施したとしても、手続きが煩雑であることから利活用されないということが無いようにすべきである。また、

テレワークや在宅勤務が普及・定着により多様なライフスタイルを選択する人々を地域に受け入れ、または、関係人口として地域に関わってもらう中では、地域コミュニティを支えていく人材を育成するための税制や、子育て環境を整備するための財源を確保するための税制も検討の余地がある。

(3) 琵琶湖を活用した税制

琵琶湖のような自然環境による生態系サービスにおける受益と負担のあり方について、税制という手法を用いることについては様々な課題があることを踏まえつつ、そうした課題が解消される状況になるようであれば、引き続き検討をしてはどうか。

(4) その他

「滋賀にふさわしい税制のあり方」についての具体的な提言には直接当てはまらないが、その他の事項について、以下のとおり提言する。

ア 住民税の現年所得課税化

前年所得に対して課税するという住民税の仕組み上、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に所得が減少した方にとっては、一時的な負担増となって申し掛かる事態となっている。そのため、住民の安心した暮らしを支える観点からは、所得税と同様に現年所得に対して課税する方式に改める余地はないか。

イ 宿泊税について

宿泊税は、他地域から訪問した旅行者が当該地域の公共サービスを利用した分について、応分の負担を分かち合おうとするものであり、受益者負担の考え方に合致している。そのため、新型コロナウイルス感染症の動向にも配慮しつつ、先行して導入している自治体の情報も収集しながら、研究してはどうか。

ウ 炭素税の地方配分の充実

国において地球温暖化対策税が既に導入されているところであるが、気候変動に伴う適応策の実施にあたっては、今後は自治体の役割が重要となっていく。そのため、国において地球温暖化対策税の税率引き上げをはじめとした気候変動対策のための財源確保策が議論される場合には、その一部が地方に振り向けられるような国への働きかけを行ってはどうか。